

静岡県告示第1041号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号並びに別表第3（に）欄5の項及び第56条第1項第2号ニの規定に基づき、建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域の指定及び数値の決定並びに同法第52条第2項第3号の規定による建築物の前面道路の幅員のメートルの数値に4/10を乗ずる区域を指定し、平成16年1月1日から施行する。

平成15年11月18日

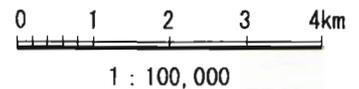
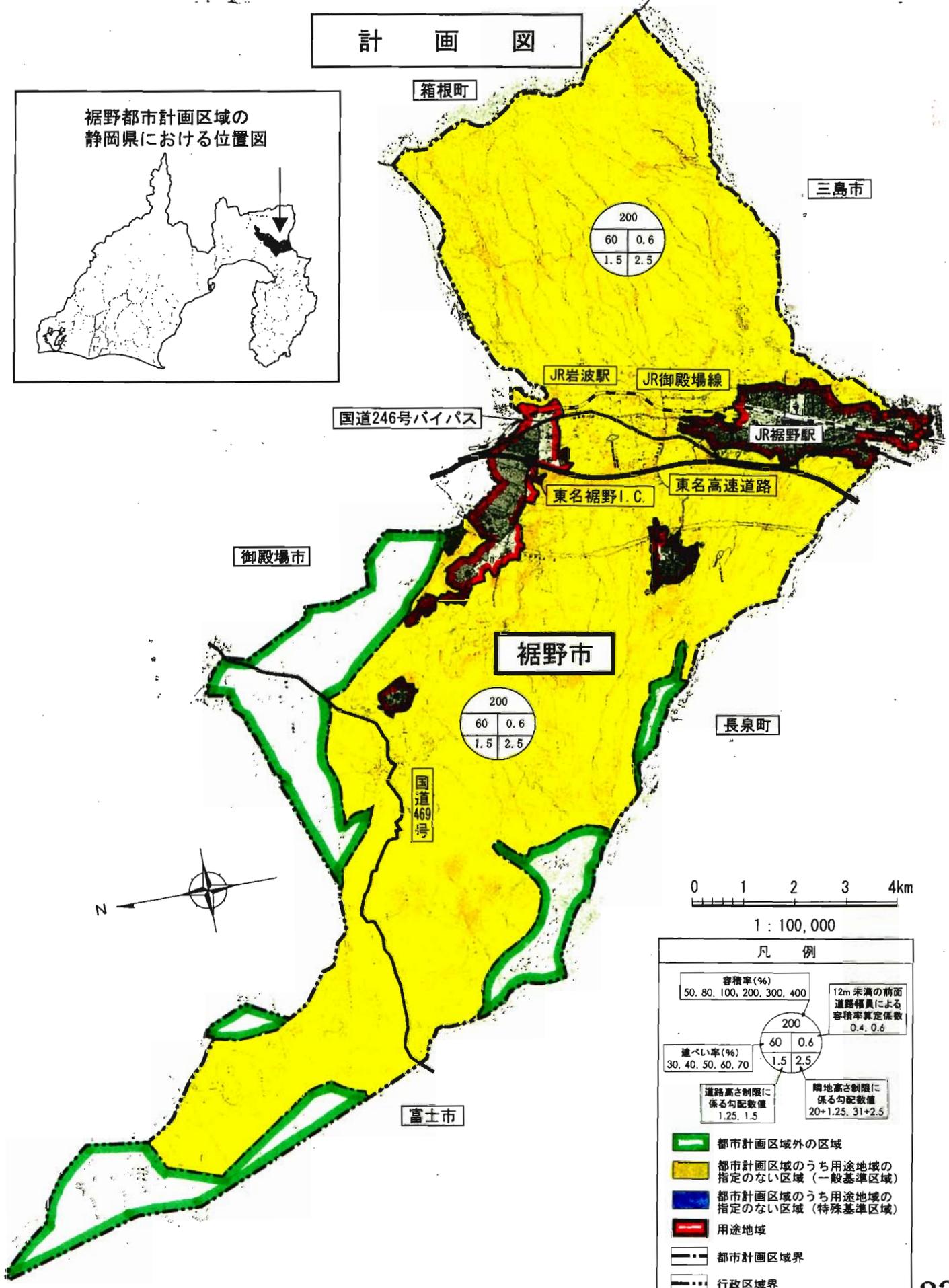
静岡県知事 石川 嘉延

都市計画区域	市町村	指定区域及び数値
田方広域都市計画区域	修善寺町	各市町村の図面表示の区域及び数値
	大仁町	
	伊豆長岡町	
	韭山町	
	函南町	
東駿河湾広域都市計画区域	三島市	
	長泉町	
	清水町	
裾野都市計画区域	裾野市	
志太広域都市計画区域	藤枝市	
	焼津市	
	岡部町	
	大井川町	
東遠広域都市計画区域	掛川市	
	菊川町	
	小笠町	
磐南広域都市計画区域	磐田市	
	福田町	
	竜洋町	
	豊田町	
西遠広域都市計画区域	豊岡村	
	浜北市	
	雄踏町	
	舞阪町	
西浜名広域都市計画区域	新居町	

（「図面」は省略し、静岡県都市住宅部建築安全推進室及び各市町村に備え置いて一般の縦覧に供する。）

裾野都市計画区域のうち用途地域の指定のない
区域内における建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の
各部分の高さの制限を定める区域の指定と数値の決定

計 画 図



凡 例

容積率 (%) 50, 80, 100, 200, 300, 400	12m未満の前面 道路幅員による 容積率算定係数 0.4, 0.6
建ぺい率 (%) 30, 40, 50, 60, 70	200 60 0.6 1.5 2.5
道路高さ制限に 係る勾配数値 1.25, 1.5	隣地高さ制限に 係る勾配数値 20+1.25, 31+2.5

- 都市計画区域外の区域
- 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域 (一般基準区域)
- 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域 (特殊基準区域)
- 用途地域
- 都市計画区域界
- 行政区境界

計 画 書

裾野都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域の指定と数値を次のように定める。

区 域	面 積	容積率	建ぺい率	道路高 さ制限	隣地高さ制限	備 考 (行政区域に対する割合)
裾野市における都市 計画区域内の用途地 域の指定のない区域 全域	約 10,369.1ha	10分の20	10分の6	∠1.5	31m+∠2.5	行政区域面約 13,839ha の内約 10,369.1ha 割合約 74.9%

「位置及び区域は計画図表示のとおり」